

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

3月20日発行

Vol.396

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

3/11 月

浪江町HP「町の話」から

# 東日本大震災8周年

請戸地区では、県警、消防本部、町などの関係機関  
合同による一斉捜索が行われました。



**5ページをご覧ください。**

## 目次

### ●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	5
双葉町	10

### ●福島県復興公営住宅入居支援センター

・2019年度 福島県復興公営住宅 入居者募集について	11
--------------------------------	----

### ●日本年金機構

・平成31年4月から 国民年金保険料の産前産後期間の 免除制度が始まります	12
---	----

### ●交流ルームひばり通信

・3月・4月の「ひばり」	14
--------------	----



ふくしまから  
はじめよう。

Future From Fukushima.



## 南相馬市からのお知らせ

### 介護サービス利用者負担額の免除期間の延長について

3月15日HP更新

東日本大震災により被災された本市介護保険被保険者の、介護サービス利用者負担額の免除期間が延長になりました。

対象者の方には、新しい免除証明書をお送りしましたので、介護保険サービスなどを利用する際には忘れずに提示してください。

対象者	有効期限
(1) 避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	平成32年2月29日まで
(2) 避難指示が解除された旧居住制限区域の方・旧避難指示解除準備区域の方 (3) 旧緊急時避難準備区域の方 (4) 旧特定避難勧奨地点の方	平成31年7月31日まで 被保険者個人の平成29年中の合計所得金額(注釈1)が633万円以上の上位所得層の方は、介護保険サービス利用者負担額免除の対象になりません。 平成31年8月1日から平成32年2月29日までの免除は、平成30年中の合計所得金額(注釈1)で上位所得層と判定された被保険者は、免除対象外となります。 平成31年8月1日以降、免除措置が継続される方には、7月末までに新しい免除証明書をお送りする予定です。
(5) 上記以外で被災された方 (震災による住宅の全壊など)	平成32年3月31日まで (1)～(4)に該当する方は、(1)～(4)の期限が優先されます。ただし、(1)～(4)の免除措置が表中の期限で終了になった場合は、平成32年3月31日まで延長になります。

(注釈1)「合計所得金額」とは、実際の収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類によって計算方法が異なります)を差し引いた金額(ただし、長期譲渡所得または短期譲渡所得は特別控除後の金額)

新たに介護認定を受け、これらの要件に該当する方も対象となる場合があります。

該当要件など詳細について不明な点は、お問い合わせください。

#### 問い合わせ

健康福祉部 長寿福祉課  
小高区 市民福祉課  
鹿島区 市民福祉課

TEL 0244-24-5334

TEL 0244-44-6413

TEL 0244-46-2114

## 平成30年度第2回個人積算線量測定(平成30年7月～9月)結果

3月12日HP更新

## 実施概要

- (1) 測定期間 平成30年7月～9月
- (2) 測定者数 5,132人 } [ 内訳 乳幼児:112人、小学生:292人、中学生:165人、  
高校生:161人、一般:4,402人

## 実施結果

- 測定期間中の個人追加被ばく線量は、平均で0.08ミリシーベルトとこれまで同様、低い結果となりました。
- 3カ月間の積算線量を年間の追加被ばく線量に換算すると、全体の98.1%に当たる5,037人が1mSv未満でした。

## 今回の評価

南相馬市放射線健康対策委員会を開催し、測定結果を分析・評価した結果、次のとおり評価を得ました。

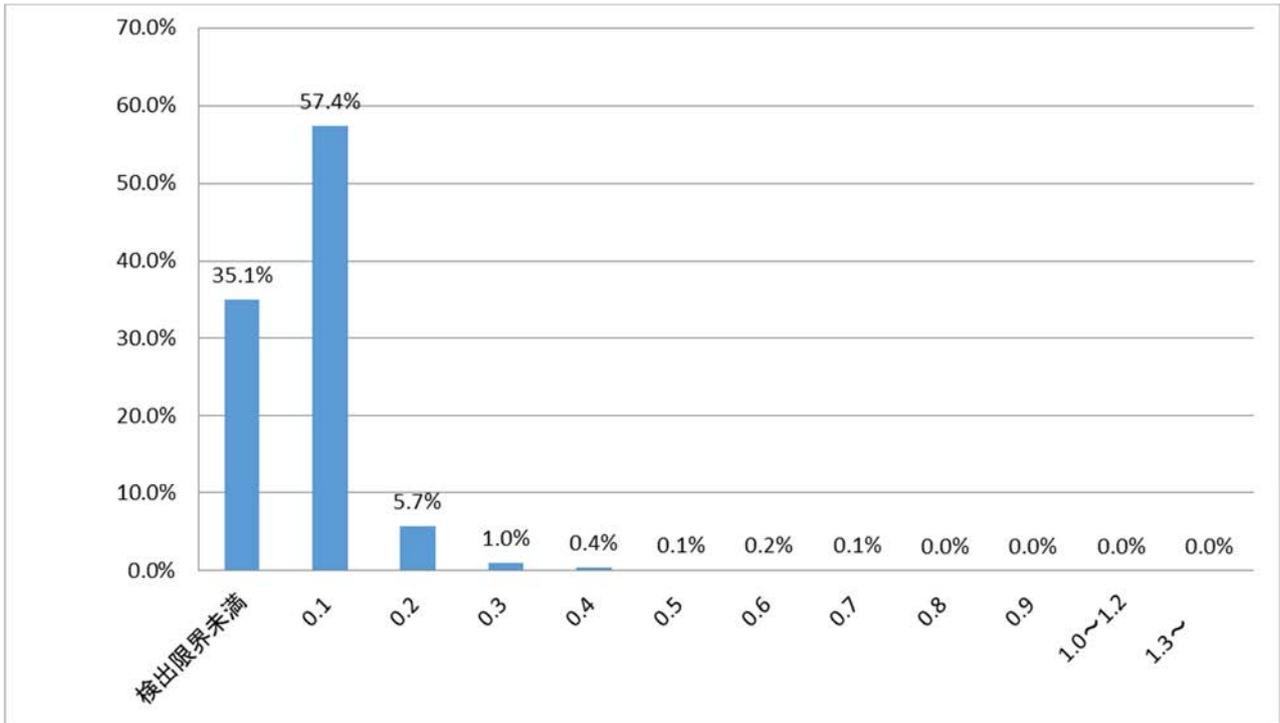
## 【評価】

これまでの科学的知識で判断すると、昨年度の結果同様、測定者全員の被ばく線量は、健康影響が心配されるレベルの値ではありませんでした。

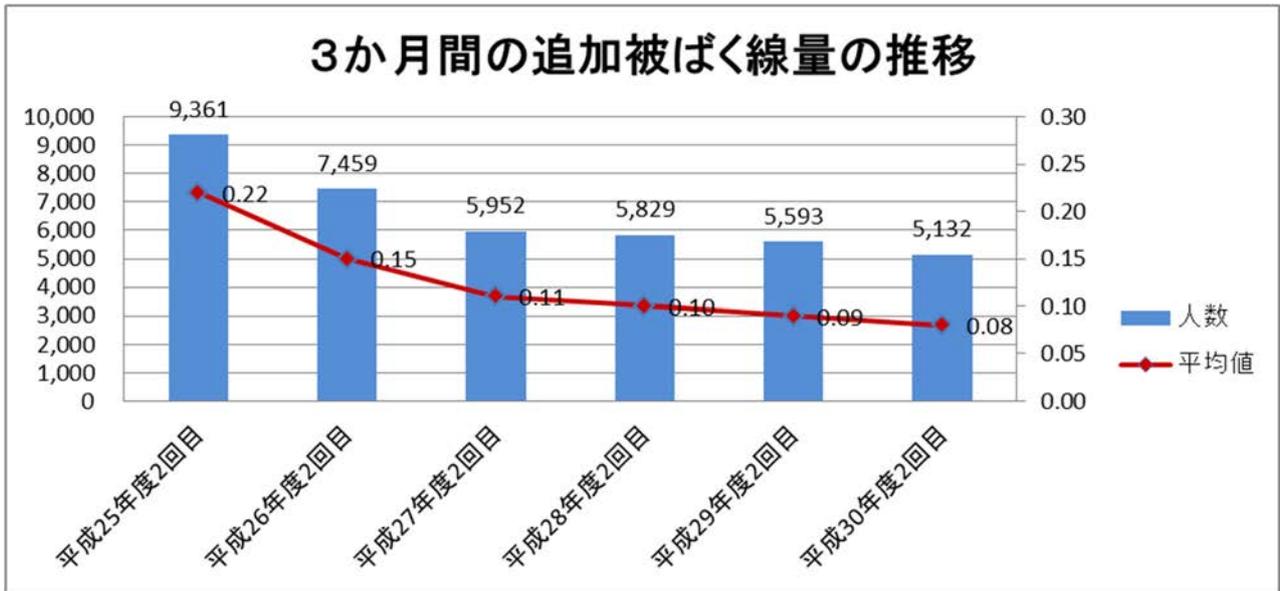
## (1)全体の結果

個人追加被ばく線量 (ミリシーベルト)	人数 (人)	割合 (%)
検出限界未満	1,799	35.1
0.1	2,946	57.4
0.2	292	5.7
0.3	50	1.0
0.4	20	0.4
0.5	7	0.1
0.6	9	0.2
0.7	5	0.1
0.8	1	0.0
0.9	1	0.0
1.0～1.2	1	0.0
1.3～	1	0.0
総計	5,132	100.0

次ページへ続きます 



(2)追加被ばく線量と測定者数の推移



問い合わせ 健康福祉部 健康づくり課 放射線健康調査係 TEL 0244-24-5381



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [3/20～3/27]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. 南相馬市東日本大震災追悼式 [28分]
3. 福島ロボットテストフィールド  
利用者支援の推進に関する協定締結式 [5分]
4. 新たな風がこの街へ! Next Commons Lab 南相馬 [9分]
5. まちなか探訪 復興「ありがとう」ホストタウン～台湾 [6分]
6. 南相馬見聞録～多珂神社 [7分]
7. リクエストアワーのお知らせ [3分]



みつーまるん



浪江町からのお知らせ

浪江町HP「町の話題」から

## 浪江町東日本大震災8周年追悼式

3月11日、東日本大震災から8年。浪江町内の如水典礼さくらホールにおいて、浪江町東日本大震災8周年追悼式が執り行われ、式に出席したご遺族・来賓の皆さまは、犠牲になられた方々を偲(しの)び、ご冥福をお祈りしました。

また、請戸地区では、県警、消防本部、町などの関係機関合同による一斉捜索、同日夜には、福島いこいの村なみえでキャンドルナイトが行われ、ろうそくに灯した「3.11」の文字に、犠牲になられた方々への追悼と町復興への思いが込められました。



## 【2019年度も実施します！】浪江町ふるさと住宅移転補助金

3月19日HP更新

町外の避難先から町内の自宅などに帰還した世帯の引っ越しにかかった費用の一部を補助します。

## 対象世帯

次の要件を全て満たす世帯が対象です。

- (1) 現在浪江町民で、かつ、平成23年3月11日時点で浪江町民であった世帯
- (2) 町外の避難先から町内の自宅等(注1)への移転が完了した世帯
- (3) 避難住民届で避難の終了(移転の完了)を届出した世帯
- (4) 2020年3月31日までに移転が完了した世帯

(注1) 自宅等：避難前住居、浪江町内に新たに建築・購入・賃借する住宅、災害公営住宅、その他公営住宅等

## 仮設・借上げ住宅にお住まいの方

仮設住宅等使用終了届などを提出し、仮設・借上げ住宅の退去・返却が完了してから申請してください。

## 復興公営住宅にお住まいの方

復興公営住宅の退去検査が完了してから申請してください。

## 事業の実施期間

4月1日～2020年3月31日

## 補助額

	複数人世帯	単身世帯
県外からの移転	15万円	10万円
県内からの移転	10万円	8万円

## 申請方法

必要書類を申請受付窓口に提出してください。

- ※ 申請は、1世帯(自宅等へ転入する直前に入居していた避難先住宅等1戸)当たり1回に限ります。
- ※ 申請書は、窓口または郵送で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

次ページへ続きます 

## ●必要書類

- (1) 自宅等移転完了報告書兼補助金交付申請書
- (2) 申請者名義の預金通帳の写し  
(氏名のカナ表記、金融機関・支店名、口座番号が分かる部分の写し)

## 申請受付窓口

- 二本松事務所(生活支援課住宅支援係)
- 役場本庁舎(住宅水道課住宅係)
- 各出張所(福島・いわき・南相馬)

## 申請期限

移転完了日から6カ月を経過した日の属する月の末日

※ 郵送で提出する場合は当日消印有効

## 申請期限早見表

移転が完了した月	申請期限日	移転が完了した月	申請期限日
2018年10月	2019年4月末日	2019年4月	2019年10月末日
2018年11月	2019年5月末日	2019年5月	2019年11月末日
2018年12月	2019年6月末日	2019年6月	2019年12月末日
2019年1月	2019年7月末日	2019年7月	2020年1月末日
2019年2月	2019年8月末日	2019年8月	2020年2月末日
2019年3月	2019年9月末日	2019年9月以降	2020年3月末日

※ 単年度事業のため、2019年9月以降に完了した移転の申請期限は2020年3月末日までとなります。

## 【問い合わせ先】

浪江町役場二本松事務所 生活支援課 住宅支援係

〒964-0984 二本松市北トロミ573番地

**TEL 0243-62-0194**

受付時間:午前8時30分～午後5時15分 ※土・日、休日、祝日を除く

## 本宮市復興公営住宅】柵形団地の入居者を募集します（3/19～4/1）

3月19日HP更新

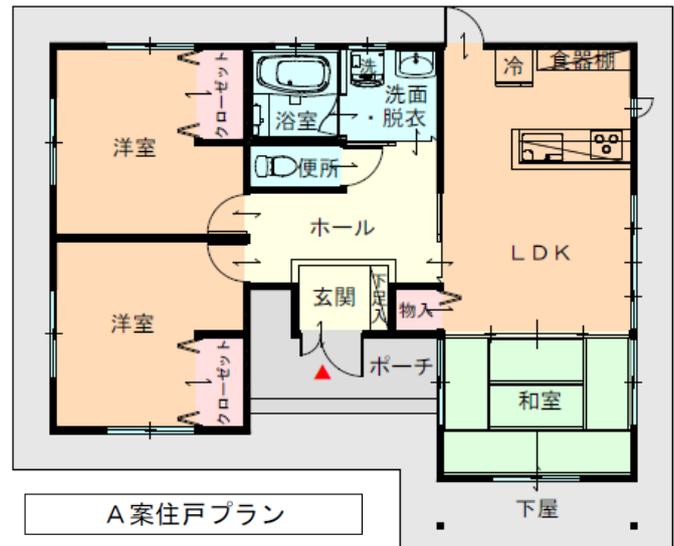
本宮市では、原子力災害により避難指示を受けている方が入居できる61戸の復興公営住宅を市内3カ所に整備しました。

今回、柵形第二市営住宅で1戸が空室となりましたので、入居者を募集します。

## 募集する住宅

住宅の名称	所在地
柵形第二市営住宅	本宮市仁井田字柵形

構造など	間取り	募集戸数	ペット
木造平屋建て	3LDK	1戸	不可



A案住戸プラン

## 申込書・募集要項などの入手方法

本宮市白沢総合支所にお問い合わせいただくか、浪江町ホームページからダウンロードしてください。

## 申し込み期限

4月1日(月)必着

## 申し込み方法

窓口または郵送による提出

## 【提出・問い合わせ先】

本宮市役所白沢総合支所 地域振興課 地域振興係  
〒969-1203 本宮市白岩字堤崎494番地22

**TEL 0243-44-2113**

受付時間:午前8時30分～午後5時15分 ※土・日、祝日を除く

問い合わせ

生活支援課 住宅支援係

**TEL 0243-62-0194**

## 【再掲載】手数料の減免の終了について

1月1日HP更新

震災後から行っていた各種証明書の発行手数料の減免について、3月31日をもって終了となります。

4月1日からは、従来どおり手数料をいただきますので、あらかじめご了承ください。

主な手数料については、次のとおりです。表にない証明書については、下記担当へお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

## 【戸籍・住民票・印鑑証明】

分類	証明書の種類	手数料 (1通当たり)
戸籍	全部事項証明書 (戸籍謄本)	450円
	個人事項証明書 (戸籍抄本)	
	改製原戸籍	750円
	除籍謄本	
	戸籍の附票	200円
	戸籍届の受理証明書	350円
	身分証明書	200円
	独身証明書	350円
住民票	世帯全員の住民票	1～5人 200円
		6～10人 400円
		11～15人 600円
		1人分の住民票 (住民票抄本)
	除かれた住民票 (住民票の除票)	200円
	記載事項証明書	200円
印鑑証明	印鑑登録(再登録) ※原則本人のみ	200円
	印鑑登録証明書	200円

## 【税務証明関係】

分類	証明書の種類	手数料 (1通当たり)
納税証明書	軽自動車継続検査用 納税証明書	無料
	納税証明書	200円
	未納がないことの証 明書	200円
	1年度1税目を1件200円とし、1税 目を増すごとに40円の加算となりま す。	
町県民税	所得・課税証明書	200円
法人町民税	事業所所在地証明書	200円
固定資産税	評価証明書	200円
	公課証明書	200円
	住宅用家屋証明書	1,300円
	名寄帳兼課税台帳	200円
	土地は1筆、建物は1棟を1件200円 とし、これを超えるときは、それぞ れ1筆または1棟増すごとに40円の 加算となります。	

問い合わせ

住民課 住民係

TEL 0240-34-0230



## 双葉町HP「ブログふたばのわ」から

## 【YouTube公開情報】 ドローン定点観測（平成31年2月27日撮影）

このドローン定点観測では、今後復興に向けて着々と変化する地域の撮影を続けています。

撮影ポイントは下記の通りです。

- 復興IC整備地周辺上空（寺沢地区）
- JR双葉駅周辺上空（長塚地区）
- JR常磐線陸橋周辺上空（前田地区）
- 双葉海水浴場周辺上空（郡山地区）
- 中野地区復興産業拠点周辺上空（中野地区）



復興に向けて日々変化する町内の様子をぜひご覧ください。

▶ <https://youtu.be/b-VZWTUNMfU>



## 震災から8年。鎮魂の祈り ～山田のじゃんがら念仏踊り～

3月9日、双葉町中野地区にて山田芸能保存会の5人が、東日本大震災で犠牲になった方々の慰霊のため「じゃんがら念仏踊り」を奉納しました。

山田芸能保存会の皆さんは、2017年から毎年3月に町内での奉納を続けており、今回が3回目になります。メンバーの一人は「この地区でも見つかっていない方がいると聞いている。そういった方々を供養する気持ちでやりたいと思う。」と話していました。

奉納前、海の方を向いて献花を行い、全員で黙禱を捧げました。



「ヤーヤーヤッ」という掛け声とともに、太鼓と鐘の音が鳴り響きます。

じゃんがら念仏踊りは、江戸時代の終わり頃にいわき地域より伝承したと考えられていますが、演奏のスピードが早く、謡がない点がいわき地方と違っていています。じゃんがらの初期の姿がそのまま残ったものとも考えられています。

次ページへ続きます

## 双葉町HP「ブログふたばのわ」から

震災前は、ご供養のため新盆の家庭を回っていました。

「以前はみんな近くにいたから、ちょっと声をかければ集まって練習したりできたが、今は避難先もばらばらで、集まるとなると移動距離も長い。声もかけてもなかなかね。」そう話すメンバーは、20年近くじゃんがら念仏踊りを続けてきたそうです。

「小さいときから見てきたじゃんがら。祖父は以前、太鼓を担当していました。代々受け継いで来たものだからね、自分も可能な限りやっていきたいと思う。」と、話していました。



約15分にわたる念仏踊り。慰霊とともに、保存会のメンバー5人もさまざまな思いを抱きながら念仏踊りを踊ったのではないのでしょうか。

奉納後、鈴木会長は「やっぱり双葉町でじゃんがらを奉納できるというのは気持ちが違う。ゆくゆくは自分たちの山田地区でやりたいですね。」と話していました。また、他のメンバーは「この風に乗って、じゃんがらの音が届いたかな」と、じゃんがら念仏踊りが慰霊になったことを願うように空を見上げていました。



## 2019年度 福島県復興公営住宅入居者募集について

2019年度の福島県復興公営住宅の入居者募集を次の日程で行います。

(募集)

(入居予定の時期)

- |     |       |                 |   |       |             |
|-----|-------|-----------------|---|-------|-------------|
| 第1回 | 2019年 | 4月1日(月)～12日(金)  | → | 2019年 | 6月または7月入居予定 |
| 第2回 | 2019年 | 6月3日(月)～14日(金)  | → | 2019年 | 8月入居予定      |
| 第3回 | 2019年 | 8月1日(木)～16日(金)  | → | 2019年 | 10月入居予定     |
| 第4回 | 2019年 | 10月1日(火)～11日(金) | → | 2019年 | 12月入居予定     |
| 第5回 | 2019年 | 12月2日(月)～13日(金) | → | 2020年 | 2月入居予定      |
| 第6回 | 2020年 | 2月3日(月)～14日(金)  | → | 2020年 | 4月入居予定      |

※入居予定時期は現段階の目安であり、変更させていただく場合もあります。

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

# 平成31年4月から国民年金保険料の 産前産後期間の免除制度が始まります

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

## ■国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

※ 出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

## ■対象となる方

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

## ■施行日

平成31年4月1日

## ■申請方法

出産予定日の6カ月前から提出可能です。速やかに提出してください。

※ ただし、提出ができるのは平成31年4月からです。

## 申請先

住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出してください。

## 申請書類

申請書は、提出ができる平成31年4月から年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金の窓口へ備え付けます。

また、平成31年4月以降からホームページからもプリントアウトすることができるようにする予定です。

次ページへ続きます 

## 《よくあるご質問》

**Q1** 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が歴用されますか？

**A1** 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。

**Q2** 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？

**A2** 産前産後期間として認められた期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

**Q3** 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

**A3** 産前産後期間について保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができません。

**Q4** 出産後に届出することはできますか？

**A4** 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産月の前月から出産月の翌々月までの4カ月となります。

**Q5** 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

**A5** 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

**Q6** 産前産後期間の免除の申し込みを行いたいのですが、何か必要な書類はありますか？

**A6** 出産前に届書を提出する場合には、母子健康手帳などをお持ちください。また、出産後に届書の提出をする場合には、出産日は市区町村で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類をお持ちください。

※問い合わせは、お近くの年金事務所までお願いします。

- 三条年金事務所 三条市興野3-2-3 電話 0256-32-2820 (自動音声案内)  
一般的なご相談は「ねんきんダイヤル」(0570-05-1165)

## 3月・4月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				3/21 春分の日 ひばり休み	22 浜通り配布	23 ひばり休み
24	25	26 ひばり休み	27 版画教室	28 ひばり休み 浜通り配布	29	30 ひばり休み
31	4/1	2 ひばり休み	3 茶話会	4 ひばり休み 浜通り配布	5	6 ひばり休み

### 問い合わせ

交流ルーム ひばり  
(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari\_sanjo\_nyh@yahoo.co.jp

[運営時間] 日・水・金 午前10時～午後2時  
月 午前10時～正午

### 被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-22-2111	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
浪江町	0240-34-2111	
双葉町	0246-84-5200	
郡山市	024-924-2491	

### 三条市に避難している 世帯数と人数(2019.3.20現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	19	47
原町区	4	7
南相馬市 計	23	54
浪江町	3	11
双葉町	1	3
郡山市	4	9
<b>合計</b>	<b>31</b>	<b>77</b>